

第2回フリーランス塾スケジュール



メインテーマ（質疑応答含め 90分程度）

テーマ	講師	内 容
農業フリーランスと労働法	田中講師 (東洋大学講師、大網社会法研究会代表)	<p>農林業では年間300人前後が農作業事故で死亡しております。しかしながら、労働契約を結ぶ労働者の農業フリーランス（一般的の自営農作業従事者）は労働基準法、労災保険法、最低賃金法などの労働法の適用を受けることができません。また、農業労働者においても、労働基準法、労災保険法には農業労働者の適用除外の特例があります。</p> <p>今回は、業務委託契約（及び労働契約）にあるライセンサー等のオペレーターが農作業事故で死亡した場合を想定しながら労働法適用を検討します。</p> <p>当日の内容は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業の危険性の実態 労働形態と労働法適用 ライセンサー等での労働契約と業務委託契約 労基法と農業労働者 労災保険法の暫定任意適用 自営農作業従事者のフリーランス法の適用 自営農作業従事者の特別加入

指定発言テーマ1（質疑応答含め 40分程度）

テーマ	講師	内 容
農業フリーランスの業務災害防止	鎌田塾長 (東洋大学 名誉教授)	<ol style="list-style-type: none"> 自営農作業従事者の業務災害の実態 自営農作業従事者に対する業務災害防止 (令和7年改正労働安全衛生法を参考に)

指定発言テーマ2（質疑応答含め 40分程度）

テーマ	講師	内 容
芸能従事者とフリーランスの労災	森崎講師 (一社 日本芸能従事者協会 代表 理事)	<p>芸能業界に重篤な業務災害が頻発しても、芸能従事者に労災保険による法的保護はありませんでした。</p> <p>令和3年の特別加入制度の対象拡大にかかる労災保険のあり方を検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 芸能従事者の業務災害の実態 特別加入労災保険の拡大 実態に即した労災保険のあり方

第3回 フリーランス塾予定（報告は2月予定）

テーマ	講師	内 容
フリーランスとスキマバイトという働き方のこれから	鎌田塾長 (東洋大学 名誉教授)	スキマバイト（スポットワーク）、ギグワーク（フードデリバリードライバーなど）などの短時間・単発の働き方が増えています。これは働く人や企業の要望に応える面がありますが、闇バイト、ミスマッチなどの問題も指摘されています。第3回は、こうした働き方の問題点とルールについて議論します。

- お問い合わせと参加申込みは田中(090-8850-5977)迄ご連絡ください。
※締切は10月2日(木)まで延長しております。
- インスタグラムのDMからの参加申込みも可能です。
- 市外からのご参加や1回のみのご参加も歓迎いたします。

